

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十七年五月一日から同年九月一日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十七年五月一日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ケーズデンキ吉野大淀店

所在地 吉野郡大淀町大字土田二二三ほか八筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号

代表者 杉本 正彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号

代表者 杉本 正彦

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十二月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五五〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 六一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二三・五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時五十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十七年四月二十二日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター及び大淀町建設環境部建設産業課

十 縦覧期間

平成二十七年五月一日から同年九月一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで